

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第43回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年2月13日（水） 11:29～11:43

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、辻 正次、

東海 幹夫、長田 三紀

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、安藤 英作

（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、吉田 宏平（事業政策

課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、海野 敦史（料金サービス課企画

官）、杉野 勲（電気通信技術システム課長）、飯村 博之（電気通信技術システム

課企画官）、

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3051号】

2 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備

に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成25年度の接続料

等の改定）について【諮問第3055号】

## 開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項1件であります。

まず初めに、諮問第3051号、事業用電気通信設備規則の一部改正について審議したいと思います。

本件は大臣からの諮問を受けまして、昨年12月18日開催のこの部会において審議を行い、この部会への諮問を要する事項と諮問を要しない事項の2つが含まれていましたので、総務省が一括して意見招請を実施するという事で、本年1月17日まで意見募集を行いました。本日は意見募集の結果を報告していただき、審議したいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○杉野電気通信技術システム課長　電気通信技術システム課長の杉野でございます。お手元の資料43-1に基づきまして事業用電気通信設備規則の一部改正についてご説明させていただきます。

表紙のページをおめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。Iの背景という欄に記述されておりますように、昨今、スマートフォンの急激な普及によりまして、一部の携帯電話事業者において冗長機能の不具合であるとか、あるいは設備の設定の誤りといったことによりまして事故が複数回にわたり発生しております。これによりまして国民生活や社会経済活動に大きな影響を与えております。このような状況を受けまして、その対策を検討するという事で、平成24年4月から情報通信審議会においてネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策についてご審議をいただきまして、11月にはその審議結果を一部答申ということでもいただいております。

本件はこの情報通信審議会の一部答申を受けまして、スマートフォンの普及に伴う事故の発生を防止し、あるいはまたその影響を極小化するという事で、関連規定の整備を行うものでございます。

Ⅱの改正の概要というところに情報通信審議会の一部答申の抜粋をお示ししております。具体的には、通信トラフィックの瞬間的かつ急激な増加である、いわゆるバーストトラフィックへの対策というものと、制御信号のやり取りについての対策という二本立てになっております。バーストトラフィック対策のほうでございますが、バーストトラフィックの発生を防止または制御する装置、あるいはバーストトラフィックの発生を考慮して十分に余裕を持った処理能力の確保といったもののいずれかをあらかじめ措置するとしております。制御信号対策といたしましては、制御信号の増加による処理を低減させるための措置、あるいは制御信号の増加を考慮して、あらかじめ十分に余裕を持った処理能力を確保するというので、このそれぞれを講じるべきということをご答申いただいております。

4ページ目から7ページ目の部分は、情報通信審議会の一部答申に関する参考資料でございますので、別途ご覧いただければと思います。

この情報通信審議会の一部答申に基づきまして、事業用電気通信設備規則の一部改正について、昨年12月18日に本部会に諮問させていただきました。改正案につきましては、8ページ及び9ページにあります新旧対照表のとおりでございます。

あわせて、バーストトラフィック対策、制御信号対策を講じた事業用電気通信設備につきましましては、電気通信事業法第42条第3項の規定に基づきまして電気通信事業者が自ら確認した上で届け出を行っていただくということといたしまして、そのために関連する規則といたしまして電気通信事業法施行規則の一部を改正することといたしました。部会長からご紹介いただきましたとおり、この部分につきましては、本部会の諮問を要しない事項ではございますが、あわせて意見徴集、公募をしたところでございます。こちらのほうの電気通信事業法施行規則につきましては、10ページから12ページに新旧対照表で案文をご用意いたしております。

本件の意見公募でございますが、事業用電気通信設備規則と電気通信事業法施行規則あわせて一体としてということで、昨年12月19日から本年の1月17日まで意見募集を行いました。その結果でございますが、意見の提出はございませんでした。

以上、簡単ではございますが説明でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見ありましたらどうぞお願い

いたします。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第3051号につきましては、お手元に答申案というのがありますけれども、この内容で答申することにいたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、諮問事項に移りたいと思います。

諮問第3055号、NTT東西の接続約款の変更の認可ということですが、いわゆるLRICモデルに基づく平成25年度の接続料の改定について審議したいと思います。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○海野料金サービス課企画官 料金サービス課企画官の海野でございます。今般の申請につきまして、資料43-2に基づきまして説明申し上げます。

まず表紙と1ページの諮問書をおめくりいただきまして、2ページをごらんください。今般の申請の概要につきましては、接続料規則の一部を改正する省令等が本年1月16日に公布され一部施行されたことを受けまして、NTT東西の接続約款について所要の変更を行うものでございます。具体的には、加入者交換機能、中継交換機能等の長期増分費用方式に基づき算定される接続料につきまして、昨年9月25日の情報通信審議会答申に基づき新たに導入された第六次モデルを用いた算定を行いまして、その結果を平成25年度に適用するため料金の改定を行うというものでございます。

代表的な接続形態である加入者交換機を通じたGC接続、中継交換機を通じたIC接続の平成25年度接続料につきまして、3分当たりで見ますと、下段の表に示しておりますとおり、GC接続については前年度より0.03円高い5.29円、IC接続については前年度より0.02円高い6.81円となっております。いずれの接続料も前年度に比べて若干上昇しておりますのは、接続料算定に当たっての分子に相当する接続料原価の減少度合いよりも分母に相当する通信量の減少度合いのほうがやや大きかったためでございます。

次の3ページ及び4ページに具体的な算定根拠について示しております。接続料の算定の基礎となる通信量に関しましては、昨年9月25日の情報通信審議会答申に基づきまして、前年度下期と当年度上期を通年化した予測通信量を用いております。すなわち3ページ上部の囲み内に示しておりますとおり、平成24年度下期と平成25年度上期を通年化した通信量を算出することとなりますが、そのためにまずは平成23年度下期と平成24年度上期の通信量の実績値を算定した上で、これに予測増減率を乗じる計算を行っております。具体的な数値に関しましては、3ページ下部の表に示しております

とおり、いずれの通信回数、通信時間につきましても、前年度に引き続き減少しております。

続きまして、4ページに主な機能ごとの接続料原価の内訳を示しております。前年度に比べまして、加入者交換機能につきましては接続料原価に算入することとなっているNTSコスト分の加算後で13.9%減、中継交換機能につきましては17.0%減となっております。これらの減少の主な要因といたしましては、回線数の減少に加えまして、昨年9月25日の情報通信審議会答申に基づきまして、交換機関連設備の減価償却費等を補正したこと、また、交換機や伝送装置等の一部の設備について経済的耐用年数が延びたことによって、それらの設備に係る減価償却費が減少したことなどが挙げられます。

なお、4ページの下段にありますとおり、通信量に依存しないNTSコストの扱いにつきましては、その一部が加入者交換機能の接続料原価に加算されております。具体的には、NTSコスト約1,406億円のうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FR T-GC間伝送路コストの合計額である約464億円が接続料原価に加算されております。

次の5ページ、6ページには、機能ごとの具体的な接続料の改定額の詳細を示しておりますので、ご参照いただければと存じます。

続きまして、7ページ、8ページに今般の申請にかかる審査結果を示しております。審査基準に定められました審査事項のうち、2番、8番、16番、18番が今般の申請に該当するものとなりますが、申請の内容に照らしまして、いずれも適と判断しております。その結果、本件については認可することが適当と認められるものと考えております。

これらの内容に基づく諮問書を1ページに示しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。はい、どうぞお願いします。

○東海委員　主な機能の接続料原価の24年から25年度の変化については4ページの上段で拝見できたのですが、下の段のほうのNTSコストそのものの変化というのが、ちょっと今後の議論で知りたいと思っておりますが、今日お手持ちの資料でなければ今後の議論の過程の中でお教えいただきたいと思っております。具体的には、4ページの

下の方の表の一番左側の数値、257,273という数字が、この23年、24年から  
どういふふうに変化してきたかという数字について、後日で結構でございますので、お  
教えいただければと思っております。

○根岸部会長　では、もしよろしければお願いします。

○海野料金サービス課企画官　NTSコストには接続料原価に算入されるものと接続料  
原価から控除されるものとがございますが、NTSコスト全体で見ますと、平成24年  
度におきましては約1,433億円ございました。それが平成25年度におきましては  
約1,406億円になっております。このコストは、加入者交換機能に係る接続料原価  
に算入されるものとそうでないものとに分けられるわけですが、今回の接続料算定にお  
きましては、局設置FRTの導入に伴いまして、接続料原価に算入されるNTSコスト  
の額が増加しております。より具体的なその他の数値につきましては、また後日お示し  
できればと考えてございます。

○根岸部会長　よろしいですか。

○東海委員　後日ということ。

○根岸部会長　はい、わかりました。では、後日ということによろしくお願いします。

それでは、どうぞほかに。よろしいでしょうか。

それでは本件につきましては、審議会の議事規則に従いまして、この諮問内容を報道  
発表するほか、広く意見の募集を行うことにいたします。

今回認可申請を受けた接続約款の改定につきましては、平成25年度当初から適用さ  
れることが各接続事業者等の利益につながると考えられますので、意見招請は1回とい  
たしまして、平成25年3月15日金曜日までの1カ月実施することとしたいと思いま  
す。また、提出されました意見を踏まえまして接続委員会において調査、検討いただ  
いた上で、最終的にこの部会で審議、答申という予定にしたいと思っておりますが、よろしいで  
しょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように決定したいと思います。

以上で本日の審議は終了ということでございますが、委員の皆様、あるいは事務局か  
ら何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回につきましては、別途確定次第  
事務局より連絡ということでございます。

ありがとうございました。

閉 会